

上野国総社神社主祭神の性格に関する一考察

川 原 嘉久治

I はじめに

古代における神の性格は、自然神の崇拜に加えて、記・紀神話に載る神々の特徴に因る、觀念神および、人格神の出現がある。そして、この中の人格神と並び掲げられる神として祖先神がみられる。祖先神はやがて、血縁共同体の氏神へと転化し、氏神は集落の共同体神となり、さらに鎮守神として祀られるようになってくる。

律令制政治機構下における神社は祭の中心であると共にまつりごとの拠り所となっていた。すなわち、日本の古代社会においては、政治と神社の祭を重ねる祭政一致の思想が形成され、民衆を支配するようになった。そのことは律令制国司の任務の筆頭に掲げられている『令』卷二、「職員令・第二」条の「掌・祠社」の令文によっても明らかである。しかし、平安時代の後期になると、律令制綱紀の退廃から、国司による国内主要神社巡拝の制度も形骸化され、国内の神社の総べてを一社に統合して奉祭する動きとなり、それにより成立したのが総社である。したがって総社は、諸国内で最も信仰が篤く、しかも崇高な由緒・伝統を有し、且、国府に近い有力神を充当するか、或いは新たに一社を創建するなどの方法を用いて、総社への格付を行ったようだ。

総社成立の背景には、このような律令制政治作為が介存することは確実である。したがって、総社の鎮座地は国府所在地と密接な位置関係にあり、国府研究について大きな比重が置かれるのは当然であろう。それについては上野国においても例外ではなく、総社神社鎮座地が『倭名類聚鈔』(以下和名抄) 所載の上野国府跡地追究の中心的役割を果してきたのは周知のとおりであるが、いずれの研究も総社神社の主祭神の性格については副次的に扱われた場合が多く、合せて、総社成立に関する祭神についての根元的研究はまったく希少である。そのような研究現状は、国分寺及び国府をはじめ、鳥羽遺跡⁽¹⁾で神社跡と推定された祭祀様特殊建築遺構、鍛冶工房址や、国府周辺で調査された遺跡、或いは周辺の古社の性格追究の根底にまでは至らないようにも思え、今後に憂慮される事態も考えられる。

本稿は、古代上野国における神社の趨勢を把握し、国内有力氏族層の信奉神の系譜を求め、それらを通じて総社神社主祭神の性格検討を目的とする。検討に用いる史料は、『上野国神名帳』(国帳)、『延喜式』(官帳)、『日本後紀』、『新鈔格勅符抄』、『三代実録』、『上野国交替実録帳』(『九条家本延喜式紙背』)、『神道集』、『群馬県神社明細帳』、『群馬県神社輯覽』など、古代～近世史料を根幹に置いたが、文中の神社名称・祭神名に使用の文字は、すべて原典に準じた。したがって、同一神社・同一祭神の場合でも異なる文字の使用がある。

II 上野国の古社

上野国の古社として史料上の初出は、『日本後紀』延暦十五年（796）8月の記事にみえる「上野国山田郡賀茂神、美和神、那波郡火雷神」の記録である。これに少し後れる『新鈔格勅符抄』大同元年（806）には「上野国抜鉾神」の記載もみられるが、本稿をすすめるのについては、『延喜式』所載の古社から目を通した、『延喜式』延長五年（927）には

上野国 十二座大三座
片岡郡一座 小祝神社。^{ヲハフノリ}甘樂郡二座大一座貫前神社スキサキノ名神ミツコノ、宇芸神社。群馬郡三座大一座伊香保イカホ
ノ名神ハルナノ、榛名神社、甲波宿祢神社。勢多郡一座大赤城神社。山田郡二座小二座賀茂神社、美和
神社。那波郡二座並火雷神社、倭文神社。佐位郡一座小大国神社。

の12座が、上野国内の諸郡下に鎮座していることを記載している（図一1参照）。また、『上野國交替実錄帳』（『九条家本延喜式紙背』）記載神（神社名のみ抜すい）には、「碓氷郡 眞十二等 渡己曾(ママ)神社。甘樂郡 「正一位」眞十二等拔鋒大明神社、正三位宗岐明神社。勢多郡 正一位 赤城明神社。群馬郡 正一位伊香保明神社、正口位宿祢明神社、正口位若伊香保社、正口位椿榛明神社。山田郡 正一位美和名神社。那波郡 正二位火雷明神社、正三位倭文明神社。新田郡 正六位「磐見」^{（異筆）}「五カ六カ」^{（ママ）}「緒川明」^{（ママ）}上札神大神社、正口位 上□□□神社。」の神社名称をみることができる。

さらに六国史には、延喜式神名帳記載神のいわゆる上野十二社を除くと、抜鉾神、波己曾神、小高神、若伊香保神、丹生神、稻裏神などの記載がみられ、『扶桑略記』第廿三裡書の延長十六年（916）正月にみられる貫前神と、『本朝続文粹』卷第七施入状（平安時代末）に抜鉾社の記載があり若干ながら補填されるが、延喜式内社を除き特に注目するのは抜鉾神の名称である。抜鉾・⁽³⁾抜鋒の文字を併用される抜鉾神は『上野國神名帳』（總社神社所蔵本、以下總社本）は

（前略） 摠社 大明神之摶社外宮中十社相殿也
正一位抜鉾大明神。正一位赤城大明神。正一位伊香保大明神。正一位岩根大明神。正一位若伊
賀保大明神。正一位榛名大明神。正一位小祝大明神。從一位火雷大明神。從一位倭文大明神。
從一位浅間大明神。（後略）

などの諸社の中で筆頭鎮守神としてあり、記載順にて平安時代の社格の序列が窺はれる。さらに南北朝時代の『神道集』卷三・第十六、（前略）「上野国九ヶ所大明神事」には、一宮抜鉾大明神、二宮赤城大明神、三宮伊香保大明神、四宮宿祢大明神、五宮若伊香保大明神、六宮春名満行權現、⁽⁴⁾七宮澤宮小視、八宮那波上宮火雷神、九宮那波下宮大明神を記載し、抜鉾神は一宮の格付をされている。また、卷七・第三十七「上野国一宮事」にも、一宮抜鉾大明神、荒船明神、赤城大明神などの神社名も記載されており、それは、いうまでもなく、一宮の呼称として、律令制国司政治による祠社巡拝の慣例順序による最初の神社を指すものであって、当時の国内有力社の一つであることには違いない。

上野国の一宮は、古来、抜鉾神と貫前神による二社混同の経緯があり、その創建についても安閑紀（6世紀）説と、白鳳紀（7世紀）説の二説があり、信仰氏族の系譜も異なるが、現貫

(6)
前神社には特殊神事として、鹿占神事や、神機織神事を伝えることなどから、渡来系氏族の崇敬形態を今日に伝えている。抜鉾神の名称は、物部氏系の崇拜神とする経津主命の影響がみられ、現主祭神を経津主命・比売大神とするとともに、二神一社への転化過程が窺えるのである。現在、
一の宮貫前神社の主祭神は、延喜式神名帳に載るところの、大和国山辺郡石上坐布都御魂神宮の
イソノカミニマスツノミタマ
祭神布都御魂の別称経津主命であるが、上野国總社神社においても経津主命を主祭神として奉祀
しているのである。このように上野国的主要古社の中に異様に特出する抜鉾神（祭神・経津主命）
は、祭神として重要な位置にあったのである。

III 上野国総社神社の主祭神をめぐって

各国の総社は、各国の有力社或いは、有力氏族崇拜の神社などを充当したといわれる。したがつて、上野国においても当地における有力氏・社の存在が、直接総社成立の渦源に繋がるものであろう。

上野国総社神社の創建は、社伝によると崇神天皇四十八年三月とされているが、確な史料は残存しない。史料上にみえる総社神社の成立は、『上野国神名帳』(総社本)の奥書が永仁六年(1298)であるため、それ以前に遡ることは確実であろう。また、群馬郡東・西二郡をはじめ、上野国府周辺には有力氏族が囲むように存在しており、それら氏族の存在を考える時、総社成立に対する寄与と関与があったと考えられる。こうした地方史の背景は、総社神社主祭神の性格をもってすれば、その類推もある程度は可能なはずである。

『上野国神名帳』(総社本)はその前書き(冒頭文)に、

上野十四郡諸社神名帳
スペチ ラクワンスルガ (ママ) ナリ
五百四十九社_勅 請 故 当社 号 捜社大明神 ト 是レ 当社之宝物也

●当国当所_鎮守当社_之神主十社
アル (ママ) ワタノ ハナリトシカシカ カノ フ ツヌシノ ナリ 是一ノ宮拔
○有伝記 曰ク ○ 捜社大明神 彼神 嬢也 云々 云〇彼神者経津主 神也 ト 鋒神ナリ
ハハツワ イワツク ライワツクメノカミナリ (ママ)
○嬢者〇磐筒男磐筒女神也〇是レ 捜社 大明神之 正統本主ナリ
イワサク ネサカクカミノ コ イワツク ライワツク メアレマカル ミ コ フ ツヌシカミトシカシカ
△神代紀曰〇磐裂根裂 神之子〇磐筒男磐筒女所生之子経津主神 云々_云
アマトラスマフミカミタマクシ タケミカツチノカミヨヒフ ツヌノカミツマツ ユイテハラハシムトキーフハシ
○是レ 則天神也神代紀曰天照 大神復遣 武甕槌神 及経津主 神先行 駆除時 二
ラカミミアマ クダリマス シカシカ アル ニコレヲグダルト
神 降_到出雲_云々 云有伝記 是 降_云_南天_ヨリ 云々
有^テ記^レ曰二十八代安閑安閑天王元年甲寅^レ三月十五日 抜鋒 大明神ト 与 捜社大明神造立
有^テコレ^レ之其後元和三年丁巳迄一千四十四年也
(未書)
両部習合神道云
(ママ) ラスキサキノ ラヤ コ イツタイアンシン ノ ミロク バサツ
▲ 捜社大明神 トワ 与_二 抜鋒 明神 父子一軀分身 弥勒菩薩也 是^レ 一宮^{ミヤ} 親也
ソウシヤ
捜社大明神 磐筒男磐筒女神
(後文略)

イマツツノヲ イワツツノメ
と記され、一宮抜鉾大明神の親神とされる磐筒男・磐筒女神を祀り、総社としての格付がされて
いる。さらに、本地垂迹による抜鉾神（実は貫前神）の本地仏弥勒菩薩についても、父子一躰分
いつたい

身として記載することは、粉れもなく経津主命を主神に祀る表われであって、天正十四年(1586)「御正体弥勒菩薩」銘の懸仏が、総社神社主祭神の性格をより鮮明に示している。経津主命は、大和国石上神宮の祭神布都御魂の別称である。石上神宮は、『先代旧事本紀』巻第五・天孫本紀に、崇神天皇の時代に、物部氏の始祖伊香色雄^{イ カガシヨノミコト}命が氏神としたと説明されており、氏神の呼称初現として注目されるのである、経津主命は古来より物部氏系族が奉祀した神社として知られているのである。この石上神宮の祭神経津主命は、『上野国神名帳』(総社本)の前書きに記載されているタケミカツミノミコト 武甕槌^{タケミカツミノミコト}命と共に、記・紀神話に登場する神であるが、東国の鎮守として、また、東北夷征のため関東に配された神でもある。その関連で東国において重要な位置を占めるのが、下総国香取神宮と、常陸国鹿島神宮の存在である。香取神宮は経津主命を主神に祀り、武甕槌命・天児屋根命・比売神を配祀している。この香取神宮の境内社に匝瑳神社があり、祭神に磐筒男命^{アマノコ ヤキノ}・磐筒女命^{イワツツメオノ}・イワツツメノメノ^{イワツツメノメノ}が祀られ、また、同じ下総国匝瑳郡鎮座の延喜式内社老尾神社(古名匝瑳明神)は物部小事・磐筒男命・磐筒女命が合祀されており、その中に物部小事が含まれている点は東北夷征の戦功による表われと解釈されるが、本来は、磐筒男命・磐筒女命・経津主命の三神は物部小事らによって奉祭されていたものと考えられる。一方、鹿島神宮の主祭神は武甕槌命(『旧事本紀』は石上布都大神)であることが通説とされ、香取神宮と共に勅祭の神社である。ここに係わる神宮寺の縁起は、和同四年(708)満願上人開基による真言の寺であるが、上野国総社神社にも共通する弥勒信仰の存在が推察され、特に注目される。

以上のように、経津主命を中心に、磐筒男命・磐筒女命を合せ祀る状況は常総地方においてもあり、上野国総社神社主祭神との共通性が考えられる。上野国の場合、総社神社を除く、国内主要神社と、磐筒男命・磐筒女命・経津主命などの奉祀関係を、『群馬県神社明細帳』、『群馬県神社輯覽』の二誌を軸にして探ってみた。その結果、古代上野国において主要神社の一角を占めていた、いわゆる「古赤城神社」の中にその傾向のあることが確認できた。現存神社の中から古社に直結し得る旧社を洗い出す作業の中で注目されたのが、勢多郡富士見村大字赤城山頂字大洞沼端鎮座の赤城神社である。赤城神は、上野国の古称上毛野国の国号を姓にする上毛野氏族の信奉した神とされる既説があり、『続日本紀』天平勝宝元年(749)条には、赤城神の信仰圏中の勢多郡に少領上毛野朝臣足人の名がみえ、信仰主体氏族名が知らされる。大洞の赤城神社は、『前橋風土記』に「第二十八代安閑天皇の時、磐筒男大神出現鎮座、是赤城神社也」とある。また、「赤城神社縁起書」(伊勢崎市宮前町赤城神社旧蔵)、「近戸神社由緒書」(勢多郡粕川村大字月田近戸神社)『粕川村誌』などによると、大洞赤城神社の磐筒神を勧請したと伝え、『和漢三才図会』、『上野国誌』、『上毛風土記』の諸誌にも「赤城磐筒神」の記載がみられる。さらに、勢多郡宮城村大字三夜沢字境内鎮座赤城神社「社家文書」元文三年(1739)の「奈良原家差出状」に、「上野国勢多郡三夜沢村赤城大明神^{人皇二十八代安閑天皇}磐筒男命(後略)とあり、元文年間には三夜沢の赤城神社祭神を磐筒男命とする事実記載を残す。こうした史料の中より具体的なのは、伊勢崎市宮前町の「赤城神社縁起書」には、赤城の神として男神を、児持の神として女神を祀ったとの記載があり、それはと

表一1 イワツツノオノミコト イワツツノメノミコト フツヌシノミコト
磐筒男命・磐筒女命命・経津主命を祀る赤城神社・他（但し総社神社を除く）

祭 神 名					神社名	鎮 座 地	備 考
磐筒男命	磐筒女命	経津主命	大己貴命	豊域入彦命			
○	○	○	○	○	赤城神社	勢多郡富士見村大字赤城山頂字大洞沼端	
○					赤城神社	〃 宮城村大字三夜沢字境内	東宮の祭神
○	○	○	○	○	近戸神社	〃 粕川村大字月田字近戸	「近戸神社由緒書」
○	○	○	○	○	大胡神社	〃 大胡町字根小屋	旧近戸神社（合併神？）
○					赤城神社	伊勢崎市宮前町下植木字宮前	「赤城神社縁起書」
○					八柱神社	〃 豊城町八寸字八坂	
○	○	○	○	○	赤城神社	前橋市二之宮町字宮本	二之宮赤城神社
○	○	○	○	○	赤城神社	〃 紅雲町字龍海院西	大洞赤城神社の里宮
○	○	○	○	○	赤城神社	〃 宮地町字梅天神	
			○		赤城神社	〃 前代田町字北曲輪	八幡宮（境末）
			○		赤城神社	〃 山王町字田尻	日枝神社（境末）
○	○		○	○	赤城神社	太田市只上町字三ツ塚	
○	○		○	○	熊野神社	〃 太田字堂目木	
○	○	○	○	○	赤城神社	新田郡尾島町徳川字赤城	
			○		赤城神社	〃 新田町村田字新林	
			○	○	赤城神社	〃 笠懸村大字山際字赤城社地	
○	○		○	○	赤城神社	〃 尾島町世良田字東照宮	東照宮（境末）
○	○		○	○	赤城神社	〃 字八坂	八坂神社（境末）
○	○	○	○	○	赤城神社	佐波郡境町平塚字社宮司	
			○		赤城神社	〃 米岡字新屋敷	
○	○	○	○	○	赤城神社	〃 出塚字飯靈	飯靈神社（境末）
			○		赤城神社	〃 玉村町樋越字神人	神明宮（境末）
			○		赤城神社	〃 字宮前	飯玉神社（境末）
	○				子持神社	北群馬郡子持村大字中郷字子持	伊勢崎「赤城神社縁起書」
○	○	○			井提神社	群馬郡群馬町井出字村内	
○		○	○	○	赤城神社	安中市磯部町西上磯部字久保	
○			○	○	鬼石神社	多野郡鬼石町字宮本	

りも直さず赤城の男神は磐筒男神のことであり、児持の女神は磐筒女神にほかならないのである。(表一1参照)

また、他国へ目を向けると、下野(栃木)、武藏(東京)などに祀られている赤城神社でも同様に磐筒神を祭神としている例がみられる。栃木県足利市には五社の赤城神社が鎮座しているが、その中の四社に磐筒神の名前がみられるし、東京牛込区赤城元町鎮座の赤城神社にも磐筒神の名がみえる。

さて、上野国内各地に数多く鎮座する赤城神社の祭神であるが、主祭神の主流は、大己貴命・⁽¹⁰⁾オオナムムチノ 豊城入彦命である。本稿は、総社神の性格を追究する手段として、赤城神社の磐筒神の存在に注目したのであり、つぎに磐筒神と、経津主神の性格と系譜に触れ、若干の考察を行ないたい。

磐筒神と経津主神の関係は、『日本書紀』一書・第七に「軒遇突智を斬る時、その血激越きて、天八十河中に所在る五百箇磐石を染める。因りて化成る神を磐裂神と曰す。次に根裂神、児磐筒男神。次に磐筒女神、児經津主神」に神々相互の強い関係が求められる。『上野國神名帳』(総社本)の前書きは、この系譜を採用しているのである。磐筒男神・磐筒女神の解釈は、『色葉字類抄』の「長庚ユフツ、大白星同」をはじめとして、『古事記』の補注は「ツツは刀剣、ツツの借訓」と説き、『日本書紀・上』の頭注は「ツツは粒の古語、磐が裂けて粒になって飛び散ることによる命名」などの諸解釈がある。また、『釈日本紀』卷五「述義一」は磐筒男神などを星神としているが要約すると、「磐裂神—歲星の精—木星。根裂神—熒惑の精—火星。磐筒男神—太白の精—金星。⁽¹¹⁾磐筒女神—辰星の精—水星。経津主神—鎮星の精—土星」となり、大和岩雄氏の説にしたがえば、「金は荒金、荒金の精は劍。劍にかかわる磐筒男神は金星」と補強され、金属に対する願望を叶える神格が窺え、その一方で、磐筒神の系譜とする経津主神であるが、経津主の「ツツ」は切れ味の鋭い劍を表現する言葉であるといわれるところから、磐筒神—経津主神の系譜は少なくとも武器に関することが明白である。

以上の内容をまとめれば、総社神社主祭神の磐筒男命・磐筒女命・経津主命は、武器・武具神すなわち、鉄器生産を司る性格を有することにほぼ誤りなく、さらに、これらの神を上野国府に祀るところにむしろ必然性があったのではなかろうか。

なお、磐裂神・根裂神は下野国(栃木)の星宮神(本地仏虚空蔵菩薩)で、開拓神・国造神の性格を持つといわれるが、『新撰姓氏録』「左京皇別下」の、(前略)下毛野朝臣、崇神天皇皇子豊城入彦命之後也。上毛野朝臣、下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫多奇波世君之後也。(後略)をもって類推すれば、下野国の磐裂神・根裂神と、上野国の磐筒神との関係も明瞭になり、つぎのように仮定でき得るのであるが、大意をもってすれば、広義の赤城信仰と、国造神を豊城入彦命とする尾崎喜左雄氏の考え方と一致する。

下野国(下毛野国) —— 磐裂神 —— 星宮神(本地仏・虚空蔵菩薩) ——> 豊城入彦命 —— 国造神
上野国(上毛野国) —— 磐筒神 —— 赤城神(本地仏・虚空蔵菩薩) ——>

IV 『上野国神名帳』(総社本・一の宮本) 記載神の考察 (表-3)

前項までの史料の中には群馬郡下鎮座の神社が数多く記載されていた。すなわち、延喜式内社4社(12社)、『上野国交替実録帳』所載4社、『上野国神名帳』(総社本)所載鎮守神4社(10社)、同(一の宮本)3社(12社)、『神道集』所載神は9社中4社が群馬郡鎮座の神社であることなど、少なくとも中世初頭までの間におけるそれら有力社の存在は中央において確認されたわけであるが、表-2による『上野国神名帳』(総社本)

表-2 「上野国神名帳」記載神座数⁽¹⁴⁾

記載神座数の内訳をみても、上野国内総鎮座549座(546)⁽¹⁴⁾中、群馬郡東・西二郡の合計鎮座数が314座となり、国内総鎮座数の過半数であることが瀝然であるが、絶対量をもっての状況は、律令制国司政治による神社奉幣に伴ない、主要生産地域を支配下に擁した群馬郡下在地豪族の政治的、勢力的影響力の実態を反映する状況であるとみても、無理は生じないものと考えたい。

つぎに、『上野国神名帳』記載神社から、総社神社主祭神と有機的関係を成す性格と認められる神社及び、国府所在地群馬郡の在地豪族層の氏神的神社と、上毛野氏族信奉の神とされる赤城神を抽出(表-3)したが、この中から赤城神、榛名神、伊香保神、車持神、有馬神など有力氏族と有縁の諸社を除外すると、残る上野国十四郡中勢多郡、利根郡を除く地域に物部・石上氏系氏族と經津主命の繋がりみえてくる。表-3による諸社の存在と、奉祀氏族との整合性の証明は六国史、『和名抄』などの文献、金石文、遺跡調査による出土遺物の銘文にみられる郡・郷名、人姓とも対照することにより可成り明らかにすることもできる。つぎの表-4、表-5はその検討結果であるが、前述の条件に適合する対神社・經津主命についても、つぎの関係を掲げることができる。(以下文中の、神社位階省略)

碓氷郡=磯部郷一咲前明神一石上部・磯部氏一經津主命。 鹿島明神……武甕槌命。

片岡郡=剣前大明神・咲前明神一(石上部氏・物部氏)一經津主命。

多胡郡=八田郷一物部明神一物部・矢田部氏。 穂積明神……物部氏。

緑野郡=保美郷…(穂積カ)……物部氏。

那波郡=布留明神一(物部・矢田部氏カ)一經津主命。

群馬東郡=物部明神・矢田部明神・拔鉢若御子明神一物部・矢田部氏

群馬西郡=拔前若御子明神・香取若御子明神・古館明神一物部・石上一經津主命。

鹿島明神……武甕槌命。

吾妻郡=佐奈明神・小磯明神一石上氏系カ一經津主命。

佐位郡=八田女明神一矢田部・物部氏一經津主命。 穂積明神……物部氏。

新田郡=楯事明神一物部・矢田部氏一經津主命。

山田郡=磯部明神一物部・石上・磯部・矢田部氏一經津主。

邑楽郡=八田郷一八田明神—
物部・矢田部氏一經
津主命。
貫前若御子明神。

となり、さらにその係わりを六
国史や、上野国内の金石文に求
めると、人姓と、郡、郷名との
関係は表一5のような状況を呈
するが、⁽¹⁵⁾「上野国留守所下文」
(「榛名神社文書」)にみる石上
姓は序宣を伝達した上野国府の
⁽¹⁶⁾役人であろうし、『東路のつと』
所載の石上氏系譜は中世の武将
長野氏に継承されたと考えられ
る。富岡市下高尾町所在の「仁
治の碑」にみえる物部・壬部な
どの氏名は、次期の中世におい
て確な地域台頭を示す例で貴重
であるが、上野国内の枢要地に
ついては以下に詳述したい。

(1) 多胡碑の周辺

多野郡吉井町字池には重要文
化財「多胡碑」があるが、和同
四年(711)銘の同碑に刻まれて
いる「穂積親王、石上尊」に由
來した地名称が現吉井町字石神
とされ、石神の石上神社は石上
命を祭神とする伝承もあり、氏
族と氏神の直接的関係の一面を
示すと考えられるが、その地に
居住した人々については、吉井
町矢田(八田)の地名称から傍
証が得られよう。矢田(旧矢田
村)は『和名抄』所載の多胡郡

表一3 「上野国神名帳」記載神抜すい

郡名	明 神 名
碓氷郡	從五位鹿島明神・從五位咲前明神
片岡郡	從四位劍前大明神・從五位咲前明神・從五位榛名(椿名)木戸明神
甘楽郡	正一位拔鉢太神・從三位丹生明神・從四位拔鉢若御子明神
多故郡(胡)	從三位物部明神・從五位穗積明神
緑野郡	從三位丹生明神・正五位土師明神
那波郡	從五位布留明神
群馬郡(東)	從三位大友明神・從三位大伴明神・從三位丹生明神・正四位物部明神・從四位若伊賀保明神・從四位有馬渠口明神・正五位小伊賀保明神(正五位上伊賀保別明神)・正五位赤城若御子明神・正五位有馬堰口明神・正五位矢田部明神・正五位有馬堰口御鍬明神・從五位拔前御子明神(從五位拔鉢若御子大明神)・從五位大友明神・從五位伊賀保若御子明神・從五位大刀部明神(刀部明神カ)・從五位赤城三明神(從五位上赤城三御子大明神)
群馬郡(西)	正一位伊賀保大明神・從一位椿名大明神・從三位古館明神・正三位鹿島明神・從四位拔前若御子明神(貫前カ)・正三位赤城三御子明神・從四位榛名(椿名)本戸明神・從四位南宮若御子明神・從四位石神明神・正五位車持若御子明神・從四位榛名(椿名)若御子明神・從四位榛名(椿名)上神明神・從四位伊賀保本戸明神・從五位榛名(椿名)大所明神・從五位車持明神・從五位香取若御子明神・從五位赤城若御子明神
吾妻郡	正四位小磯明神・從五位小布多明神・從五位佐奈明神
利根郡	從三位糸井明神・從五位笠科明神
勢田郡(多)	正一位赤城大明神・從三位伊賀保若御子明神・從四位榛名(椿名)本戸明神・從五位榛名(椿名)若御子明神・從五位赤城若御子明神
佐位郡	從三位八田女明神・從五位穗積明神
新田郡	楯事明神
山田郡	從三位賀茂明神(賀茂大明神)・從一位三輪大明神・從四位磯部明神
邑楽郡	從三位八田明神・從四位母前若御子明神(從四位下貫前別御子明神)・從五位岡劍明神・從五位赤城明神(從五位上赤城別大明神)

○印及び()内は貫前神社所蔵本記載明神を示す。

○なお表中の郡名文字の表記は原典(総社本)にしたがった。

八田郷に比定され、出土紡錘車銘（表一5）により立証されるが、矢田は矢田部を略称されたもので、『新撰姓氏録』「大和国神別」に「^{ニギハヤヒノミコト}矢田部饒速日命 七世孫大新河命後也」と記載されることなどから、系譜上は物部氏族に属している。『大和志』の大和国添下郡矢田郷の項に「仁徳天皇ノ姫⁽¹⁷⁾ ^{ヤタノイラツメ}ニ矢田若女アリ、物部ニ矢田氏アリ、皆ココニ因メル名称ナリ、和名抄ニ矢田郷^{統日本紀箭田郷}ト見ユ」とあり、物部氏系職業集団に因む地名称とされる好例もある。

吉井町矢田の地においてもそうした人々が石上命を奉祀したものであろうか。さらに、多胡郡には物部明神が記載されており矢田との直接的な関係は明白である。合せて、多胡郡では物部明神と穗積明神共存も重要である。この両神社の関係については詳らかではないが、志田淳一氏は直木孝次郎氏の「穂積氏の本拠とする穂積の地が物部氏の勢内範囲に隣接していた可能性があり、そのために物部氏の支配下に入り同族の系譜がつくられた」とする説を掲げ、物部氏の東北夷征にしたがうこと、穂積氏の女、弟⁽¹⁸⁾ 橋姫が日本武尊の東征にしたがうことなど、両者の接近関係を加え「特に穂積氏が物部氏と同祖觀念を持つようになったのは、大物主神を祭祀するところに大いに関係があろう」と述べておられ、物部明神と穂積明神が同じ地域に存在するところにむしろ整合性がみられるのである。

『上野国神名帳』多胡郡には、物部明神・穂積明神が記載され、同地に祀られる穂積神社（旧火蛇森神社）は多胡碑銘文にみられる穂積親王を祭神とするが、前出の石上神社及び、甘楽郡甘楽町国峰字日向鎮座の石上神社（祭神布都御魂神）、『和名抄』記載の緑野郡保美郷（穂積カ）の存在も合せて、志田淳一氏の論考内容に通ずる要素はさらに多い。

(2) 東毛地方

東毛地方では、布留明神（那波郡）、八田女神・穂積明神（佐位郡）、八田郷・八田明神（邑楽郡）の諸社と郷名、矢田部根麻呂（新田郡）の存在が前述の状況に符合するが、これらの諸社も同じ環境の下で奉祀されたものと考えればその存在は必然的であり、『前橋風土記』下「仏寺」貞享元年（1864）に記載される「祝昌寺 在群馬郡矢田村（後略）」（旧那波郡、現前橋市山王町矢田）の矢田をはじめ、佐波郡玉村町大字下新田字布留波、佐波郡境町保泉（旧穂積村）や、邑楽郡を流れる

表一4 本文関連郷・郡名

郷名	郡名	摘要
八口郷 (田カ)	多古郡 (胡)	〔20〕 「白布銘・天平十三年(741)十月」 『正倉院宝物銘文集成』
八田郷	多胡郡	〔21〕 「紡錘車線刻銘」多野郡吉井町字 矢田 矢田遺跡出土
磯部郷	碓氷郡	『和名類聚鈔』天慶元年(938)撰上 (元和刊行本)
貫前郷 丹生郷 拔鉢郷	甘楽郡	
八田郷	多胡郡	
土師郷 保美郷	緑野郡	
有馬郷	群馬郡	(高山寺本なし)
八田郷	邑楽郡	
磯部郷	碓氷郡	『吾妻鏡』健仁元年(1201)

図-1 上野国郡名・主要郷名・神社分布図



矢田川の名称も往時の地域状況を表わすものとして捉えうる。

タテコト
樁事明神（新田郡）の社名に冠せられる樁は『和名抄』には「樁太天」と記載され、樁は立の意に解されるが、『出雲風土記』意宇郡樁縫郷の条に「^{フツ}都主命の天石樁縫い直し給いき、故に樁縫いと云う」と記載され、経津主命と樁縫の関係は明白である。新田郡の樁事明神も樁の製作に関係した人々が奉祀した神社なのであろう。

関東地方における同系列の神社として、常陸国信太郡（茨城県稻敷郡木原村）鎮座の式内社、樁縫神社（祭神・経津主命）がみられ傍証の一例となろう。

磯部明神（山田郡）は、石上部を略称した磯部に共通性がある。その裏付としては山田郡矢田村・矢部村（現太田市）の地名称があり、そこに物部・石上氏系神社の性格が窺える。

物部に係わる磯部については、甘楽郡の抜鉾神系咲前明神が存在する碓氷郡磯部郷（安中市磯

部町鷺宮) がこれに通じ、吾妻郡の小磯明神、山田郡の磯部明神にみられる磯についても、それに追随した可能性が高い。しかし、『日本書紀』垂仁紀に、伊勢神宮を磯宮とする記事や、『古事記』応神天皇の段の伊勢部は磯部と記されるなど、古来伊勢神宮は磯ノ宮とも称された歴史的経緯をふまえると、磯部の地に祀られた神社には共通して天照大神の名が多くみられ注意を要するであろうし、太田市台之郷字磯ノ宮(旧山田郡)の地名称なども、追究課題の一つとしておきたい。

(3) 北毛地方

まず、吾妻郡の佐奈明神、小布多明神、小磯明神の性格であるが、佐奈明神の佐奈についてはかつて⁽³⁾ 考察したように、鐸、すなわち、鉄の古語サナに因む宛字である。小布多明神の布多については、日光男体山に係わる布多との関連及び、『先代旧事本紀』記載の「二田物部」の影響なども感じられるが、これは渡来系の神社であろう。しかし、佐奈明神、小磯明神の両者については物部氏系列の神社としても妥当性を欠くことはないと思はれる。

吾妻町金井字市敷鎮座の一宮神社は貞觀三年(861)に甘樂郡抜鉢神社の分祀と伝えるが、坂上・岩島地区の小字名、右上、サナの地名称から、物部・石上氏系譜とされる上野国吾妻郡擬少領下正六位上毛野坂本朝臣直道など、郡司層、有力氏族との関連が窺える。

上毛野氏の基盤とされる勢多郡には物部・石上氏系神社の記載はないが、郡内的一部分に物部氏族系の始祖神とされる天火明命(一説に饒速日命の別名ともいわれる)の名が散見され、物部氏系神社の残影を示唆している。物部氏の本宗は大和国にあり、地方に拡散した物部は二十五物部八十伴緒といわれ、その系譜に含まれる真髪部の変化が『和名抄』勢多郡所載の真壁郷とする解釈もあり、系列を異にする

表一5 上野国に見る物部・石上・磯部姓他

人 名	郡・郷名他	摘要
石上部君登与	(在 京)	太宝元年 (701) ⁽⁴⁾
物部君牛足 物部君馴刀自 物部君乙馴刀自 磯部君身麻呂(鍛師)	群馬郡・他	「金井沢の碑」 神龜三年 (726) ⁽⁵⁾
石上部君諸弟	碓 水 郡	天平勝宝元年 (749) ⁽⁶⁾
矢田部根麻呂	新 田 郡	天平勝宝四年 (752) ⁽⁷⁾
石上部君男鶴	(在 京)	天平勝宝五年 (753) ⁽⁸⁾
物部公蟾淵 (賜姓) 物部公牛麻呂(〃)	甘 樂 郡	天平神護元年 (765) ⁽⁹⁾ 天平神護二年 (766) ⁽¹⁰⁾
磯部宿祢光頼	(主 典)	「上野国交替実録帳」 康保三年 (966) ⁽²⁾
石上朝臣兼親	(上野権介)	天喜二年 (1054) ⁽¹¹⁾
惣檢行石上(花押) 散位石上(花押)	(在庁官人)	「株名神社文書」 建久元年 (1190) ⁽¹²⁾
物部国安	甘 樂 郡	「仁治の碑」 仁治四年 (1243) ⁽¹³⁾
磯部氏計	〃	応永廿年 (1413) ⁽¹⁴⁾
別当、俗長野・姓石 上	群 馬 郡	『東路の津登』 永正六年 (1509) ⁽¹⁵⁾
物部鳥麻呂	綠 野 郡	『平城宮出土木簡』 ⁽¹⁶⁾
「物部私印」	群 馬 郡	高崎市矢中町字村東 矢中遺跡出土 ⁽¹⁷⁾
「物部郷長」	多 胡 郡 八 田 郷	「紡錘車線刻銘」多野郡 吉井町・矢田遺跡出土 ⁽¹⁸⁾
磯部左衛門尉秀忠	碓 水 郡 磯 部 郷 ?	「佐々木家系図」 『尊卑分脈』

物部氏系神社が、赤城神の本拠地とされるこの地に奉祀されることは蓋し当然であろう。

利根郡においては関連神社の記載はみられず、沼田市薄根町（旧井土上村字熊野）鎮座の稻荷社の境内社妻合社の祭神に物部氏族の始祖宇麻志麻知命の名をみると、上野国における宇麻志麻知命の名は榛名神社（群馬郡榛名町榛名山）系諸神社の祭神にみられるが希少で、物部氏族の段階的地方進出による信仰対象変化の一つとして受けとめることができるのでなかろうか。

(4) 西毛地方

西毛地方においては、抜鉢大明神（甘楽郡）を中心に、抜鉢若御子明神（同）、咲前明神（碓氷郡）、剣崎明神・咲前明神（片岡郡）、抜前（鉢）若御子明神（群馬東・西郡）の諸社には物部・石上・石上部氏族一絆津主命の系譜とする既説があり、磯部郷（碓氷郡）と『紀日本紀』所載の石上部君諸弟、抜鉢神・抜鉢郷（甘楽郡）と物部蜷渕・磯部牛麻呂などの人姓や郷名を含めて多言を要しないし、鹿島明神（碓氷郡）及び、鹿島明神・香取若御子明神（群馬西郡）は、下総国の香取神宮（主神絆津主命）の影響と、常陸国鹿島神宮（主神石上布都大神『旧事本紀』）との係わりが窺えるのである。

考古資料では、国分寺遺跡出土銘文瓦「山字物マ（部）子成」があり、山字は『和名抄』所載「多胡郡山字^{也末}_奈³⁴」で物マは物部と解釈されている。現山名は古代の山字の地と考えられ、その北接地域である高崎市根小屋町字鹿島に鹿島神社がある。鹿島神社本来の性格に軍事に通じた性格があるため、前述した物部氏族の上毛野における立場を考えた時有機的な関係が想定される。

(5) 伊香保神社

古代における「イカホ」の呼称地については過去数多くの論議が繰り返えされたが、現在の伊香保及び榛名山を含む地域が「イカホ」と呼ばれたものと解されるようになった。この、古代の「イカホ」の中の最高峰相馬山を中心とし、その東側は伊香保神社、西側に榛名神社が存在するが、神社史料上先行するのは『統日本紀』承和二年（835）の伊香保神社である。榛名神社は伊香保神社に後れることおよそ一世紀の『延喜式』延長五年（927）にはめじてその名称をみせるが、両社が本源地と別に国府所在地に存在しており、国府に直接係わった関係氏族の残影と捉えられ、『上野国神名帳』による両社が鎮座する意義は大である。

尾崎喜左雄氏説によると、伊香保神社を崇拜した氏族は群馬東郡を支配下においた有馬氏（阿利真公）で、北群馬郡吉岡村大字大久保字宮鎮座の三宮神社の地を、伊香神社の元の地とされるが、それについて『上野国神名帳』による伊香保神の分布は、群馬東郡三座、群馬西郡一（二座）、勢多郡一座である。しかし、有馬氏本来の氏族神的性格を表わす神社は、別の群馬東郡所載の有馬渠口明神ほか二社と考えられ、そのいずれにしても推定神社は一地域に集中する傾向にある。
この状況は、すなわち、当時の有馬氏の本拠地とする説と適応するかのようにみえるが、伊香保神は直接の有馬氏族の氏神とは異なると考えられるのである。

(6) 榛名神社（図一2）

榛名神社は『延喜式』にその社名が登場した以後、神仏習合の煽りで、群馬西郡五座、片岡郡

一座、勢多郡二座の3郡にまたがる広域に分布し、相馬山より西側の地域に集中する傾向をみせる。現在の榛名神社本社は、群馬郡榛名町榛名山に鎮座するが、既説に神社名称の椿名・榛名の混用のため、初期（故地）榛名神社信仰圏を群馬郡箕郷町周辺とする考え方方が支持される。⁽³⁷⁾

榛名神社の初期祭神は奇稻田姫神と伝え、江戸時代後期の木版掛軸絵図上段に埴山姫神、中段
クニコタチノカミ イザナギノカミ イザミノカミ オオナムチノカミ ニギハヤヒノカミ ヒコユキヨカミ モトスヒコノカミ ウマシマミノ
は国常立神、伊弉諾神、伊弉册神、大己貴神、下段に饒速日神、彦湯支神（元湯彦神）、美真味
ウマシマヂノカミ ハニヤマヒメノカミ ホムスピノカミ
神（宇麻志麻知神）が配され、またそれらの神々は榛名神社満行宮の祭神とされているのをみると
ことができ、加えて現在の榛名神社主祭神は旧時とやや趣を変え、埴山姫神、火産靈神を明治の
廃仏毀釈以降に取り入れる（実査確認）とされる。また、社伝では物部氏始祖宇麻志麻知命が山上
ウマシマヂノミコト
神を祀ったことを始源とし、合せて掛軸絵図下段の饒速日神、彦湯支神、美真味神の存在は重要な意味を持ち、その点は、同一の三神を祀る群馬郡倉渕村大字権田字広鎮座の椿名神社（日本社有縁）があり複例をもって左証されるし、氏人との関係をみれば、榛名神社信仰の故地とされる
群馬郡箕郷町西明屋字椿山の小祠（椿名神社）が祀られ、周辺に物部・石上系氏族信奉神の布都
ミタマノカミ フツノ
御魂神を祀る石上神社が鎮座したことにより、現榛名神社のそうした旧祭神の性格も物部・石上系氏族の信奉神として推定することもできるのである。なお、現榛名神社との係わりについては、車持氏族の信奉神説がある。確に、現榛名神社の一部と、車持神社の分布は重複する状況もあるが、『上野国神名帳』には群馬西郡記載の車持若御子明神、車持明神の二社名がみられるため、この二社が車持氏族に直接係わったと推察され、そのように榛名明神と車持明神とが重複同一にみえる例は前述の有馬氏族に係わる有馬渠口明神ほか二社と伊香保神の場合もまったく同様である。現在、車持の名称を冠した神社は、車持神社（祭神射狹命。群馬郡榛名町大字十文字字苧干場）、車持若御子明神（同本郷。同字後東より本郷神社へ合祀）、車持社（車持若御子明神、祭神車持公。群馬郡箕郷町善地字長坂、月並神社境内社）で、その所在地は旧群馬郡久留馬村、同車郷村に属し、それらの地域が車持神の影響圏を指すと考えられ、より具体的にいえば奥原古墳群の存在する十文字扇状台地と、その周辺地帯と推察できるのである。⁽³⁸⁾

この榛名神社には問題点がある。先の椿名神社を故地とする既説があるも、現榛名神社を踏査したところ、江戸時代後期の榛名山絵図に記載される講堂跡、中堂跡は急斜面を壇状に削土されて設けられた削平壇であった（図一2）。削平壇とその周辺には、土師器（壺・塊・甕）、須恵器（壺・塊）、灰釉（壺・瓶子）、土師質土器（皿）が散布し、10世紀前半頃の土器類であった。急斜地の削平であり、前代の遺物とは考え難く、削平壇以降の所産と考えられ、あたかも延喜式成立の延長五年（927）頃に相当し、現榛名神社創立の上限は意外に遡る要素を持つといえそうである。また周辺遺跡である膳棚遺跡、唐松遺跡の立地状況からも推察できるのであり、その点に関連しては榛名神社祭事と周辺遺跡にも認められる。現榛名神社の一隅に本地堂（国祖社）がある。国祖は国の渕源に触れる社名で、そこで行われる天狗祭りは神職のみで行う密祭で榛名神社の祭事中重要な意味があるものと思はれる。天狗の名称は神社の南東に聳える天狗山との関連だが、その天狗山の南東麓に膳棚遺跡（図一2）がある。膳棚遺跡は、麓端の大日蔭部落から天狗

山への参道をわずかに外れるが傍ともいってよい位置にある。この遺跡地には削平壇が数壇あって、9世紀中頃の土器類と布目瓦をはじめとする遺物が散布して、明らかに大がかりな建物跡である。同遺跡の東方1400米の榛名湖へ通ずる県道・箕郷一榛名山線（榛名街道）沿いに膳棚同様の削平壇、古瓦類を伴う⁽⁴⁰⁾唐松遺跡（図一2）があり、古瓦類から9世紀初頭頃の存在が考えられる。両例はともに現在の人家から離れた山深い場所に立地している。そのため古瓦の存在を合せて宗教色の強い遺跡と推定される。特に周辺の遺跡環境は宗教的意味合から榛名山麓を必要とし、こうした状況を合せて考えると、現榛名神社そのものの初源を新しい時代とす

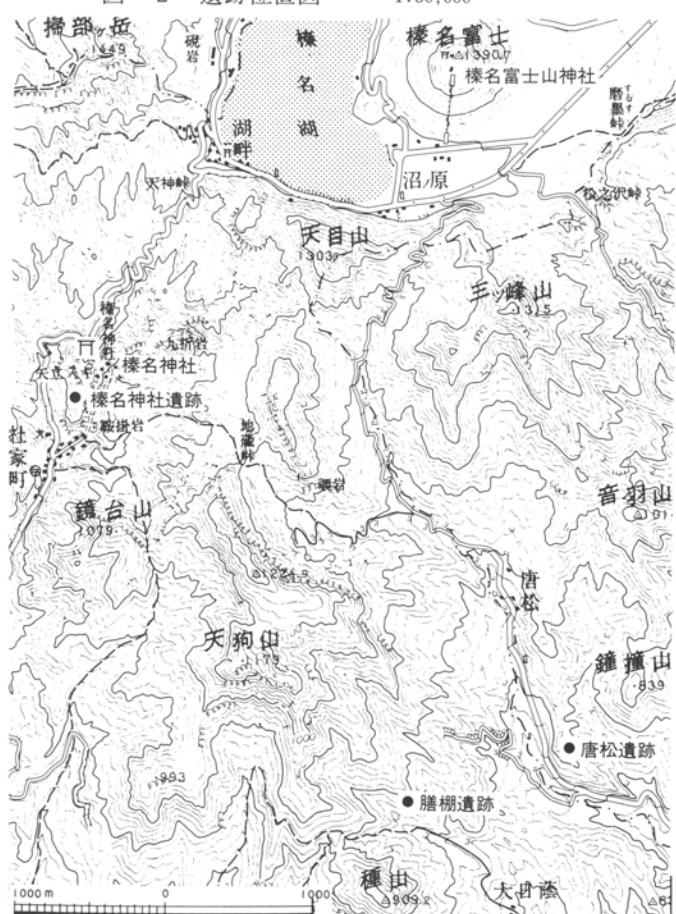
る訳にはゆかないであろう。稿を改めて再考したい。

(7) 推定国府周辺 (図-3)

推定国府周辺の神社については、群馬東郡記載の大伴明神、大友明神(以上一の宮本)、物部明神、矢田部明神、大友明神、抜鉢若御子明神(以上総社本)について考えてみたい。

大伴明神（総社本は大友明神）には、上野国府と周辺社寺（図一3）記載の赤鳥明神（現赤鳥神社旧地）を充てたが、現赤鳥神社の祭神健角身命^{タケツノミノミコト}が大伴氏族の遠祖であること及び、その旧地が推定上野国府郭東縁の中央付近に位置し、さらに、地名称大友の地に接するなど、都における門衛大伴氏の性格を上野国の場合においてもよく表わしている。すなわち、大伴氏の祖は記・紀・『新撰姓氏録』に天孫降臨時における活躍が特筆される健角身命を祀り、宮城十二門の一朱雀門を守護した門衛の族として知られるように、宮城や国府などの軍団守護の代表的存在となつたが、その氏族名を冠する神社や地名称が国府周辺に存在する意義は大きい。しかし、より重要なことは、物部氏と大伴氏の接近状態であろう。『延喜式』卷三・臨時祭の条に「石上社（中略）伴・佐伯二殿（後略）」とあり、大和国石上神宮を媒介として物部氏に対する大伴氏の密なる接近状態

図-2 遺跡位置図 1:50,000



を示しているが、このことは、物部傘下におかれた大伴氏の性格をよく表わしているのではなか
ろうか。大友明神（一の宮本）は、かつて考察した大友町の地主社大友社の外は見当らない。⁽⁴²⁾

矢田部明神には上述の赤鳥神社を擬定する傾向もみられるが、前橋市天川町所在の二子山古墳付近にみられる小字名矢田及び、前橋市前代田町（現南町）字矢田の地名称との関係が、また物部明神は、高崎市矢中町出土「物部私印」と、高崎市京目町字二ノ宮の小祠香取若御子神社（祭神・経津主命）（表一6）に相対関係が残されているようにも考えられるのである。

抜鉢若御子明神には図一2上野国府周辺社寺図記載の巣鳥明神（現巣鳥神社旧地）を考えている。社名の巣鳥は前述の赤鳥（朱鳥）の変化と考えられるが、経津主命を祭神とする現巣鳥神社は木彫の四神像を蔵しており、旧地における国府鎮護の性格をよく表わしていることが理由である。大伴明神、物部明神、抜鉢若御子明神の三社併存には重要な意味合が含まれるのである。

V 群馬郡の中の経津主命（表一6）

前述のように古代上野国神社の主要祭神に経津主命を掲げることができるが、『上野国神名帳』をはじめ、『群馬県神社明細帳』、『群馬県神社輯覽』による経津主命の分布状況は、鎮守神1、碓氷郡30、片岡郡2、甘楽郡21、多胡郡2、緑野郡3、那波郡8、群馬郡58、吾妻郡13、利根郡2、勢多郡19、佐位郡3、新田郡9、山田郡4、邑楽郡3となり、58座の群馬郡を筆頭に碓氷郡、甘楽郡、勢多郡が群を抜くが、この現象は当該地域における経津主命の強い影響力の表われであろう。すなわち、当該地方においては経津主命をもって疱瘡神や火雷神などの事・物崇拝のための祭神とすることがその代表例に考えられるが、こうした事・物信仰にも古代から近世へと、上野国の民衆はその守護神として経津主命を斎祀り崇拝の歴史をつくってきたことは粉れもない事実であり、確な地方的史実を裏付けるものである。特に、『和名抄』記載の「上野国 国府在群馬郡（中略）群馬_{久留末国分為東西}_{二郡府中間國府}（後略）」の地に充てられる群馬郡下に集中する傾向は、総社神社との関連も大いに考えられよう。そこで、『群馬県神社明細帳』を基調に、群馬郡下における物部・石上氏系の神社、または、その派生とみられる神社を探り出して表一6を作製し、その中で古社的要素を備える神社名、祭神名の抽出を試みた結果、づぎの諸社の存在に注目できた。

石上社（前橋市下阿内町字八反）は、郡下に数少ない石上の社名と祭神経津主命及び、近隣の小字名八田の相対関係に注意をしておきたい。

井堤神社（群馬町井出字村内）は、古名を古井堤大明神と称し、主神には磐筒男命・磐筒女命・経津主命を祀り、享保年中（1716～1734）には抜鉢宮とも称された。社名に冠せられた古は、振、布留と同義語であり、物部・石上→布留社の関係が推察される。

下布留社（群馬町井出字下布留）の現祭神は下照姫命（大国主命の女で、大国主の大國玉に対_{ワカクニタマ}して稚国王と称される）で、地名称と祭神の性格は異なるが、下布留の地名称は、古井堤大明神の所在地に対する位置関係から生じた下布留と考えれば容易に理解できるであろう。なお、古を冠する古社名として、『上野国神名帳』群馬西郡に、從三位古館明神の記載があり、注目されると

ころである。

石神社（高崎市南新波町字村前）は、推定東山道に接し、祭神を布留魂命とするところから、『上野国神名帳』群馬西郡記載の石神明神の性格を窺うことも不可能ではない。すなわち、石神社の読み方は不詳であるが、祭神名を通じ、石神は石上と同義であるように考えられる。

布留社（高崎市浜川町字御布呂）は、祭神を経津主命と伝えており、永正六年（1509）年の『東路の津登』に登場するが、中世の武将長野氏勧請の歴史を持つ石上神社（祭神布都御魂神、箕郷町東明屋字石上寺西）及び、同氏創建とされて布留山石上寺（同所）と共に、少なくとも長野氏存続の時代に遡り得る古社である。

抜鉢神社（高崎市菊地町字大明神）は、元和年中（1615～1623）に、一の宮抜鉢神を勧請した記録（貫前神社誌）があるも、目下検討中である。

石上神社（倉渕村大字三の倉字石上）の祭神は布都御魂を祀り、鎮座地周辺は13～14世紀の榛名神社座主の越冬地とされ、境内の前方に地名称座主の森が存在し、地名称の石上は「上野国留守所下文」（「榛名神社文所」）にみる中世の石上氏族系譜との関連も無視できない。

布留（古布）神社（倉渕村大字水沼字森。旧碓氷郡烏渕村）の祭神は布留速玉命で、経津主命を主神とする水沼神社の境内社に含まれているが、元来は布留神社が本社の性格を有していた本社で、碓氷郡の豪族、石上郡君諸弟などの石上氏族系の信奉神であろう。

VI 総社神社をめぐって（図一3）

（1）宮鍋神社

推定上野国府郭鎮座の総社神社は主祭神の一座に経津主命を奉祀するが、推定総社神社の元宮、宮鍋神社においても当然経津主命が祭神とされている。

宮鍋神社は、宮野辺神社とも称されて、元来、宮之咩→宮の女→宮の辺（宮野辺）→宮鍋、の変化により生じた名称であるとされてきた。確に宮の咩の語句は国府に關係の深い事項であるが、上野国総社神社及び、宮鍋神社においては、下野国府の宮延神社（祭神大物主神）や、武藏国の宮之咩神神社（祭神天鈿女命）にみられるような、宮之咩の性格を表わす祭神は見当らないので、前述した経津主命の性格が金属に係るところから、宮鍋神社の「鍋」の呼称を『和名抄』所載による、「賀奈々閉」に起因する名称と考え、鍛冶に係る鍋を用いた地名称を追究したところ、鍋の文字を冠する他国例も多くみられた、たとえば、播磨国志相郡岩鍋（兵庫県宍粟郡千種町岩野辺）には、鍋・野辺の変化が、宮鍋神社と相通ずる様相を呈するが、その岩鍋は、『鉄山秘書』天明14年（1784）所載の「金屋子祭文・雲州非田の伝」にみられる地名称として著名で、関連神社名称に鍋ヶ森神社（お鍋様）がある。また、信濃国には鍋を冠した地名称が28ヶ所も存在し、遺物発見の面からも鉄器生産関係の地名称と考えられている。ここ前橋市元総社町通称宮鍋の地においても、表面採集時に多量の羽口片や鉄滓を採集したこと、鍋の名称と製鉄の存在は直結した可能性が高く、それについては、妙安寺（前橋市千代田町）蔵、推定応永年間（1394～1428）

製作の梵鐘に「大工想社住人藤原吉久・伊清」の記銘があり、想社（惣社・総社は、現元総社）の地に規模の大きい鋳造施設の存在は充分に考えられる。

総社神社の東辺を流れる牛池川は、上流の宮鍋神社近くで大きく蛇行し、その地点を風呂沼と称しているが、この風呂の名称も奈良県天理市布留鎮座石上神宮の布留に因るものであろう。⁽⁴⁸⁾ 上野では、富岡市宮崎町字御風呂と一の宮貫前神社・拔鉢神社、高崎市浜川町字御風呂と布留社、群馬郡群馬町井出字下布留と古井堤大明神・下布留社などの神社名称、地名称の相対関係が、布留一風呂の変化と解釈すれば、総社神社（宮鍋社を含む）主祭神の性格もより鮮明になる。因みに、備前国石上布都御魂神社の鎮座地は、岡山県赤磐郡石上村字風呂の谷（旧）である。

(2) 総社神社主祭神の性格と弥勒の地名称

上野国における律令制国司政治の中心、祭政思想を担った総社神社主祭神の一座経津主命も、甘楽郡では

表一6 群馬郡東西二郡下の経津主命分布表

鎮 座 地			社格	神社名	摘要	末社名	祭神名
市町村	町・大字	字					
前橋市	元総社	屋敷	(県)	総社神社	主神		経津主命
	ノ	ノ	無	宮鍋神社	主神		経津主命
	高井	桃木	村	神明宮	境末	拔鉢社	経津主命
	総社	給人屋敷	無	巣鳥神社	主神		経津主命
	池端	屋敷小路	村	神明宮	境末	小出神社	経津主命
	宿阿内	八反	村	諏訪神社	境末	石上社	経津主命
	宮地	梅天神	村	赤城神社	主神		経津主命
	紅雲町	龍海院西	村	赤城神社	主神		経津主命
	宗甫分	村内	村	水神社	境末	上長宝社	経津主命
	上佐鳥	上野	村	春日神社	合殿		経津主命
群馬町	引間	諏訪西	村	諏訪神社	境末	疱瘡社	経津主命
	稻荷台	村内	村	稻荷神社	境末	拔鉢社	経津主命
	塙田	村東	村	菅原神社	境末	拔鉢社	経津主命
	井出	村内	村	井提神社	主神	(総社三神)	経津主命
	ノ	ノ	ノ	ノ	境末	下布留社	(下照姫命)
高崎市	柴崎	熊野前	無	熊野神社	境末	疱瘡社	経津主命
	浜川	高田	村	榛名神社	配神		経津主命
	ノ	谷ツ	無	白山神社	境末	拔鉢社	経津主命
	ノ	御布呂	無	布留社	主神		経津主命
	南新波	村前	村	稻荷神社	境末	石神社	布留魂命
	菊地	大明神	村	拔鉢神社	主神		経津主命
	上小塙	稻荷前	村	稻荷神社	境末	二宮社	経津主命
	新保	中内	無	琴平宮	境末	経津主社	経津主命
	宿横手	宅地裡	村	諏訪神社	境末	貫前社	経津主命
	京目	二ノ宮	無	二宮社	境末	翻筋子社	経津主命
	台新田	台	村	稻荷神社	境末	拔鉢社	経津主命
	栗崎	宮前	村	諏訪神社	境末	疱瘡社	経津主命
箕郷町	西明屋	上宿	無	上宿神社	境末	拔鉢社	経津主命
	東明屋	石上寺西	無	石上神社	主神		布津御魂神
	和田山	中和田	村	熊野神社	境末	拔鉢社	経津主命
	ノ	前和田	無	拔鉢神社	主神		経津主命
	下芝	間ノ田	無	鼈神社	境末	拔鉢社	経津主命
	善地	長坂	村	月波神社	境末	拔鉢社	経津主命
	ノ	天平	無	分月波神社	境末	拔鉢社	経津主命
榛東村	長岡	大宮	村	大宮神社	境末	貫前社	経津主命

拔鉢神・貫前神（現貫前神社）の混同経過の中から、「拔鉢神の本地仏は弥勒菩薩」（『神道集』）と伝えられ、現在は、富岡市一の宮町貫前神社の惣門近くに弥勒堂跡地が残っているが、総社神社の御正体（本地仏）も『上野国神名帳』の前書きにみる弥勒菩薩であり、そして、天正十四年（1586）銘の懸仏（弥勒）が伝存する。さらに、その後の「蒼海城古図」（推定江戸前期頃）には弥勒寺の所在地が記載され、『上毛伝説雑記』は弥勒寺ほか過去に存在した数ヶ寺の建立を伝承する。

こうした弥勒をめぐる状況から、鳥羽遺跡のある弥勒甲の地籍名称を、神仏習

吉岡村	北下	中御所	村	小出神社	主神		経津主命
渋川市	御幸田	畠中	無	北野神社	境末	貫前神	経津主命
榛名町	宮沢	行人塚	村	拔鉢神社	主神		経津主命
	本郷	後側	無	拔鉢神社	主神		経津主命
	神戸	宮山	村	戸榛名神社	境末	拔鉢社	経津主命
	十文字	芋干場	村	車持神社	境末	拔鉢社	経津主命
	榛名山	巖山	(県)	榛名神社	境末	拔鉢社	経津主命
	中室田	上木戸原	無	琴平宮	境末	拔鉢社	経津主命
	リ	大久保	無	大山祇神社	境末	拔鉢社	経津主命
	リ	岩城	無	瀧田神社	境末	拔鉢社	経津主命
倉淵村	三ノ倉	石上	無	石上神社	主神		布都御魂神
(大字水沼は元碓氷郡)	水沼	森	村	水沼神社	主神		経津主命
	リ	リ	リ	リ	境末	布留神社	布留速魂命
子持村	小野子	宮	村	七社神社	配神		経津主命
	北牧	宮地	村	若子持神社	境末	火雷社	経津主命
	上白井	伊熊	無	御前神社	境末	雷電社	経津主命
	リ	南谷	村	玉山神社	境末	雷電社	経津主命
	村上	御甲子	無	稻荷神社	境末	経津主社	経津主命
	リ	中里	無	金善神社	境末	香取神	経津主命
	リ	北塙川	村	作間神社	境末	経津主社	経津主命
	リ	田島	無	竈三柱神社	境末	経津主社	経津主命
	リ	山街戸	無	金甲稻荷社	境末	経津主社	経津主命

合による総社神社の弥勒菩薩（御正体）の影響により成立した地名称と考えれば、同遺跡の鍛冶工房址と、総社神社の関係はより緊密な形で浮んでくる。前述までのように、経津主命は武器・武具に係る性格を持っていることは明らかであるが、一方では、磐筒男命・磐筒女命と共に四神の思想に叶う性格を備えているようである。四神相応地とは、官位・福録・無病・長寿を併有（國家鎮護）する地相のこと（⁽⁴⁾）で、『笠置内伝』卷第四に「東有_流水_曰_青龍_、南有_沢畔_曰_朱雀_、西有_大道_曰_白虎_、北有_高山_曰_玄武_」とあり、その地相条件を示すが、中央においては、宮城等造営のための候補地選定について、陰陽師等四神相応地観察者を畿内や信濃国に派遣したことが『日本書紀』天武天皇十三年（685頃）二月二十八日庚辰の条に記録されている。さらに、『続日本紀』卷四には、元明天皇和同元年（708）二月十一日甲戌（甲子朔）平城遷都の条に、遷都のための亀筮（⁽⁵⁾）を行ったとある。このようにして、京地は四神相応条件を具备するといわれるが、地方国におけるこれの類例として考えられる形跡を認められる例に、国府域の四隅に神社を配する例（近江国府・安芸国府）及び十王堂や妙見社を配する例（周防国府）などをみることができる。周防国府の妙見社は北辰信仰の表われであるが、近年、太陽信仰により、冬至や夏

図-3 上野国府と周辺社寺

1:25,000



至の日の出、日没を方位を基準に国府擬定地に対して選地の正当性について検討を行う方法も試行されている。⁽⁵⁰⁾

上野国では、国府の選地について、北辰信仰の思想性が窺える。推定国府跡地の西北1.1kmに位置する国分僧寺跡に接する妙見社は『上野国神名帳』群馬東郡記載の息災寺小祝明神に比定され、風水思想理念の星占の聖堂として、国府官衙地区の造営・構築に係ったと解釈されている。また、太白（金星）信仰（前出III項）は、その星神として総社神社主祭神の一座、磐筒男命が直接的に係っている。したがって本稿では、『积日本紀』「述義一」（前出III項）及び、『東家秘伝』（14世紀中葉成立）により、国家平安鎮護適応の四神配置を上野国府域に試行した。⁽⁵¹⁾

東方神—青龍…八龍神・木精の神（句々廻馳神）　流水　（　？　）　斎木　　薬師

南方神—朱雀…七鳥神・火精の神	(カグツチノカミ 軻遇突智神)	汗地	(?)	觀音
中央神—土神…五基神・土精の神	(埴山 ハニヤマ 姫神 ヒメノカミ)	黄色	(經津主命)	
西方神—白虎…九虎神・金精の神	(金山 カナヤマ 彦神 ヒコノカミ)	大道	(磐筒男命)	弥勒
北方神—玄武…六蛇神・水精の神	(罔象 ミズハノ 女神 メノカミ)	丘陵	(磐筒女命)	風呂沼伝説

上野国総社神社の祭神、磐筒男命・磐筒女命・經津主命の場合、少なくとも『上野国神名帳』(総社本) 永仁六年(1298)の成立以後、祭神の変更はまったく行なわれておらず、律令制機構下においては、より祭神の変更は考え難く、上述のように推定もされるのである。

VII おわりに

本稿は、上野国の古社・祭神・地名称を通じ、総社神社主祭神の經津主命の性格を概観し、さらに焦点を国府所在地の群馬郡下に当てたが、律令制祭政思想の中心的役割を担った総社神社主祭神の性格の一端は辿り得たものと考えている。また、赤城神、伊香保神、榛名神と国府所在地の関係は想像以上に深かったように推察された。一方、上毛野氏族の本拠地とされる勢多郡を中心に分布した渡来系譜の村主神は本地仏に虚空蔵菩薩を安置し、上毛野氏崇敬の赤城神と密接に係わるが、この村主神が旧群馬郡下に進出しており、赤城神、榛名神、伊香保神の派生と重なる状況を呈する。その媒介者は經津主命を奉する物部・石上氏族系及び、当時上野国の有力氏族層であり、そのいずれもが、国府に関与していたものと考えられる。しかし、本論旨には仮説や問題点も介在する。この点については、今後さらに追究を行い、稿を改めて責を果したい。

なお、本稿は1985年に脱稿し、諸神社、諸遺構の踏査所見を加えた考察であり、石川正之助「物部君・磯部君・石上部君一解説の手引書に連して」、前沢和之「三ツ寺I遺跡の性格と意義」の論旨は参考にでき得なかった。

最後になったが、本稿を草するにあたり、群馬県立図書館、群馬県立文書館、榛名町歴史民族資料館、前沢和之(群馬県教育委員会文化財保護課)、飯島克己(榛名町教育委員会社会教育課文化財担当)、樋口秀次郎(榛名町歴史民俗資料館々長)、清水喜臣(同資料館)、小山義裕(榛名町榛名山大龍旅館)、入沢庄策(榛名町下室田大日蔭)、群馬県埋蔵文化財調査事業団の皆さんからの資料提供、御教示、御助言を頂いた。記して謝意を表したい。(順不同)

註及び参考文献

*本稿を草するにあたり、先学の有益な諸説及び、文献史料を参考・引用させて頂いたが、紙数の関係上、すべてを註に掲げることができず、止むを得ず一部を割愛した。

- (1) 唐沢至郎、綿貫邦男、関根慎二、友広哲也、新倉明彦「鳥羽遺跡」「年報3」財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団。1984
- (2) 『上野国交替実録帳』長元三年(1030)成立「九条家本延喜式紙背」。竹内理三編『平安遺文』第九巻(4609号文書)1978。『群馬県史』資料編4 原始古代4 文獻『上野国交替実録帳』群馬県史編さん委員会。1985
- (3) 『上野国神名帳』には、上野国総社神社所蔵本 永仁六年(1298)、一の宮貫前神社所蔵本、塙保己一編『群書類從』採録本などがよく知られている。本稿では論旨に沿うべく総社神社所蔵本を根幹として、他は補助的に用いた。
- (4) 安居院編『神道集』正平七年(1352)～正平十五年(1360)頃成立。近藤喜博『神道集』。1984
- (5) 『民俗資料選集』13「鹿占習俗」一群馬県一 文化庁文化財保護部編 国土地理院。1984
- (6) 前掲 註(5) 及び、『一之宮貫前神社調査報告書』群馬県教育委員会。1978

- (7) 群馬県立文書館蔵『群馬県神社明細帳』群馬県社事部編。1879
- (8) 『群馬県神社輯覽』群馬県学務部編。1928
- (9) 古市剛『前橋風土記』下「神社」、「仏寺」貞享元年（1684）。今井善一郎訳・校註「前橋風土記」『群馬県史料集』第一巻「風土記編1」群馬県文化事業振興会。1965
- (10) 赤城神社の祭神、磐筒男命・磐筒女命・經津主命についての研究は、押木耿介『赤城神社誌』（1944）が詳細であるが、本稿は總社神社主祭神の性格を追究することに比重を置いた。したがって、押木氏の論説には言及しなかった。
- (11) 大和岩雄「住吉大社」 谷川健一編『日本の神々』。1984
- (12) 『栃木県神社誌』栃木県神社庁編。1964
- (13) 尾崎喜左雄『上野国の信仰と文化』「赤城神社の研究」 尾崎先生著書刊行会。1970
- (14) 『上野国神名帳』總社神社所蔵本の前書きに「總五百四十九座」とあるが、その実座数は546座である。
- (15) 「上野国留守所下文」（「榛名神社文書」）『室田町誌』室田町誌編纂委員会。1966
- (16) 柴屋軒宗長「東路のつと」永正六年（1509）『新校群書類從』15紀行部二（1977）。この紀行文には布留今道の作品が引用されている。布留今道の名前は『三代実録』天応六年（882）正月七日条に、石上並松の名前と共に記載された布留姓・石上姓としてみられる。「東路のつと」所載の浜川並松と、大和の石上並松の名前に注意したい。八日
- (17) 鎌田純一「先代旧事本紀の研究・校本の部」仁徳天皇条に「卅八年春正月癸酉朔戊寅矢田皇女為皇后。八十二年春二月乙巳朔。詔侍臣物部大別連公曰。皇后久絆數年不レ生皇子。以爾大別定皇子代。后号為氏為ノ氏造。改賜矢田郡連公姓」とある。
- (18) 志田淳一「古代氏族の性格と伝承」第三章「連姓氏族」二「物部連」。1971
- (19) 佐伯有清「新撰姓氏錄の研究」本文編 第二「校訂新選姓氏錄」左京神別上に、「穗積朝臣 石上同祖。神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也。」の記載がみられる。
- (20) 松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』第三編「調庸關係銘文」上野國「白布」「上野國多古郡八口郷上毛野朝臣」（後略）（胡）（田カ）
- (21) 鬼形芳夫、中沢悟、内木真琴「矢田遺跡」『年報6』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団。1987
- (22) 本図に使用した文字は、神社名には一の宮貫前神社所蔵『上野国神名帳』写真版の文字（1966）を、そのほかは、『和名類聚抄』影印本、推定平時代末期以前の成立。『天理図書館善本叢書』（1971）所載の文字を使用した。
- (23) 『続日本紀』天平勝宝五年（753）七月戊午（十九日）「左京人正八位石上部君男鳩等卅七人言、己親父登与、以去大宝元年（701）、賜上毛野坂本君姓、而子孫等籍猶注石上部君、於理不安、望請、隨父姓欲改正之、詔許焉。」
- (24) 同上 天平勝宝元年（749）五月戊寅（十五日）「上野國碓冰郡人外從七位石上部君諸弟（後略）」による。
- (25) 前掲 許 (13) 黄純銘「上野国新田郡淡甘郷戸主矢田部根麻呂（後略）」の記載による。
- (26) 『続日本紀』天平神護元年（765）十一月戊午朔「上野国甘楽国人中衛物部蟾渦等五人賜姓物部公」の記載による。
- (27) 同上 天平神護二年（766）五月甲戌（20日）「上野国甘楽郡人外大初位下磯部牛麻呂等四人賜姓物部公」。
- (28) 『除目大成抄』四 春 行事所申 外国四「天喜二年（1054）上野權介正六位石上朝臣兼親（後略）」による。
- (29) 一の宮貫前神社所蔵「額」銘文（前略）応永廿年（1413）癸巳十二月一日神主安芸守磯部氏計の銘によった。
- (30) 『平城宮出土本簡 第二 解説』奈良国立文化財研究所。1975
- (31) 『矢中村東遺跡』高崎市教育委員会。1984
- (32) 大江正行、川原嘉久治「天代瓦窯遺跡の存在意義をめぐって」『天代瓦窯遺跡』吾妻郡中之条町教育委員会。1982
- (33) 『政治要略』八十二 紛糾雜事 大政官符刑部省（前略）上野国吾妻郡擬領外正六位上毛野坂本朝臣直道（中略）、貞觀四年（862）四月十日」の条による。
- (34) 『史跡上野国分寺發掘調査概報』5 群馬県教育委員会（1984）において、前沢和之氏により指摘されている。
- (35) 現在地に、礎石、塔石製露盤、8世紀代の瓦の散布があり、基本的な諸堂を配した古代寺院跡が考えられ、奈良時代における物部氏族の立場が明示された重要な遺跡である。
- (36) 前掲 許 (13) 「伊香保神社の研究」
- (37) 尾崎喜左雄『上野国神名帳』196～210頁 榛名神社の項が詳説である。
- (38) 群馬郡榛名町榛名山榛名神社境内に所在。標高830mに位置する急斜面を整地造成したものと思はれる削平壇状遺構で、江戸時代後期の木版榛名山絵図所載による中堂跡の場所にあたり、つぎの嚴殿寺（石殿寺）との関係が推察される。遺構の確認は、『室田町誌』（1966）記載の嚴殿寺（『僧妙達蘇生記』天治二年（1125）所載の石殿寺）踏査の折に、榛名町歴史民俗資料館の清水喜臣氏の御教示によるものであるが、清水氏によれば、1988年夏、豪雨禍による作業道の破壊・崩落の流出土砂の中に遺物を発見したことである。採集遺物としては、土師器（壺・塊・甕）、須恵器（壺・塊）、灰釉（塊・瓶）、土師質土器（皿）、鐵器類などの生活用具で、10世紀前半に該当する。10世紀前半は、榛名神社の社名が、はじめて古代史上に登場する『延喜式』の延長五年（927）と重なる大変重要な時期に該当される遺跡である。
- 長元三年（1030）の国司交替に伴い作製された『上野国交替実録帳』神社の項に
- 群馬郡 正位椿椿神社 玉殿一字 幣殿一字 鳥居二基 向屋一字 美豆垣一廻
荒垣一廻 舞人倍從一字 廚屋一字
- と記載され、10～11世紀代における榛名神社の建造物などとの関係を解明する上でも特筆される遺跡である。
- (39) 群馬郡榛名町下室田字膳棚の大字林（旧村林）に所在する本遺跡は、大日蔭部落より天狗山への参道から僅かに外れるが、榛名山の一峰天狗山の東麓部にあたり標高750m、比較的緩やかな斜面を利用し、階段状の削平基壇を成し、そのほぼ中央を林道が通るが、林道の切り取り面には置き据えられた自然石の礎石が認められる。また、林の中には林道工事により掘

り出された礎石と思はれる自然石が点在する。採集遺物には布目瓦、土師器（壺・塊・甕）、須恵器（壺・羽釜）類で、その製作年代は、9世紀中頃を前後する時期にあてられる。榛名神社遺跡と共に重要遺跡である。

- (40) 十文字扇状台地東裾の車川(善地川)の流れに沿うように県道、箕郷一様名山線が通る。箕郷から善地—唐松—水室峠—榛名湖へ通ずるこの道は、途中の唐松を過ぎたところで分かれ地蔵峠を越えて榛名神社隨神門の脇へ出る山道が、箕郷町から現在地へ遷座されたといわれる榛名神社の表参道と考えられ、その道筋に階段状削平基壇をなしていた唐松遺跡（図-2）があり、出土遺物の鎧瓦、土師器、須恵器類から9世紀初頭～中頃の上限年代が与えられ、古代の榛名信仰が神仏習合期の山中へ入り大きく変化したのは9世紀頃とされることと係わりがあるものと考えられる。この地は寺の狹山の俗称地で、谷一つ隔てた東の鐘撞山は旧事の鐘撞の場に推定されているが、山頂には金剛院（箕郷町西明屋）銘の石塔が立ち近世瓦が散布する。金剛院は18世紀代の修驗の寺である。付近に、ヨージ（医王寺_ノ）ハバの地名。
- (41) 本図に用いた国府周辺の社寺配置は、長尾悦治氏所蔵「蒼海城古図」（推定江戸時代前期）記載の社寺配置によった。
- (42) 川原嘉久治「国府周辺の古社について」「鳥羽遺跡」群馬県教育委員会、群馬県埋蔵文化財調査事業団。1986⑥鏡宮神社の項に、かつて、現前橋市大友町に所在した、諏訪上・下神社の境内神社の一一座、地主神の大友社をもって『上野国神名帳』（総社神社所蔵本）群馬東郡に記載される從五位大友明神として推定する論旨の一文を発表した。
- (43) 現井堤神社にある元文五年（1740）銘の鳥居には、古井堤大明神の篆額を掲げている。また『上郊村誌』上郊村誌編纂委員会（1976）所載の「井出村古記録」に「鎮守井堤大明神、古来より祭る神は神日本磐余彦尊（神武天皇）、經津主命、踏鞴五十鈴姫」とあり信仰編の祭神とは異なるが、經津主命については変動が認められない。
- (44) 木下良「国府その変遷を主にして」5「国府と神社」宮目社の項。
- (45) 善乃岬は、大呂能売命の宮能女が転じて宮の女となり、君・臣、神・人の間を執り持つ官衙の守護神的性格を持ち天鉢亮命に代表されるが、『大三輪神三社鎮座次第』に「（前略）孝昭御世（中略）大己貴命、大物主命、詔吉足日命、自今已後可_レ為_レ宮能売_レ（後略）」とあり、大己貴命、大物主命及び、天鉢亮命の三神などが宮の咩神の性格を有している。
- (46) 下原重伸「鉄山必要記事」一名『鉄山秘書』「金屋子祭文・雲州非田の伝」天明4年（1784）『日本科学古典全書』第十卷 第三部 産業技術編。1978 なお同書によれば、金屋子神の本地仏は阿弥陀如来とされている。
- (47) 今井素男「信濃の鉄」上による、上田、小県、佐久、安曇、伊那、水内、更科、高井、筑摩の各地方の合計である。
- (48) 『上野国群村誌』8 甘楽郡1。群馬県文化事業振興会。1983 「宮崎村 御風呂 西方一宮町 東方本城・塚畠、東西二町廿間南北二町拾間」と記載され、御風呂の地名称の存在が知れる。
- (49) 『蘆薈内伝』『続群書類從』巻第九百六、雜部五十六、蘆薈四、(四)四神相應地。※阿部清明選というも不詳。
- (50) 前掲 註1、「国府の発掘」。山田安彦『古代の方位信仰と地域計画』。1985
- (51) 北畠准后親房「東家秘伝」一「第六 変_レ易五行_レ建_レ立八卦_レ」 塙保己一編『新校群書類從』。1977
- (52) 川原嘉久治「村主隨想」「理文月報」No65～No67。群馬県埋蔵文化財調査事業団。1986
- (53) 石川正之助「物部君・磯部君・石上部君 一解説の手引書に関連して」『群馬県立歴史博物館紀要』第9号 群馬県立歴史博物館。1988
- (54) 前沢和之「三ツ寺I 遺跡の性格と意義」「三ツ寺I 遺跡古墳時代居館の調査」 群馬県教育委員会、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団、東日本旅客鉄道株式会社。1988